

議案第45号

財産取得について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、別紙のとおり都市計画道路南田辺狛田東西線の建設用地を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月5日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、都市計画道路南田辺狛田東西線の建設用地を取得するため、提案するものである。

別紙

1 取得財産

都市計画道路南田辺狛田東西線整備予定地

① 京田辺市宮津北ノ谷20番	: 面積	300.48㎡
② 京田辺市宮津北ノ谷23番	: 面積	53.18㎡
③ 京田辺市宮津北ノ谷27番	: 面積	293.01㎡
④ 京田辺市宮津北ノ谷28番	: 面積	454.02㎡
⑤ 京田辺市宮津北ノ谷29番	: 面積	75.40㎡
⑥ 京田辺市宮津北ノ谷30番	: 面積	66.11㎡
⑦ 京田辺市宮津北ノ谷31番	: 面積	312.27㎡
⑧ 京田辺市宮津北ノ谷32番1	: 面積	5,469.27㎡
合計		7,023.74㎡

2 取得価格

29,190,992円

3 取得方法

令和8年度一般会計予算による買入れ

4 取得相手

所在地 XXXXXXXXXX

氏名 XXXXXXXXXX

位置図

